

○高松市環境美化条例施行規則

平成9年3月27日規則第16号

改正

平成17年3月31日規則第21号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成28年3月31日規則第20号

高松市環境美化条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市環境美化条例（平成9年高松市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(回収容器の設置を義務付けない自動販売機)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 囲障により囲まれていること等により、自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(回収容器)

第4条 条例第9条第1項の規定により設置する回収容器は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 容器包装の投入が容易であり、かつ、安定性があること。
- (3) 容器包装の回収に支障のない容積を有すること。

2 前項の回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に容器包装を投入できる場所（設置業者が使用することについて正当な権原を有する場所に限る。）に設置しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第10条第2項の規定による勧告は、回収容器設置・適正管理勧告書（様式第1号）に

より行うものとする。

(命令)

第6条 条例第11条の規定による命令は、回収容器設置・適正管理命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項について、高松市公告式規則（昭和41年高松市規則第28号）の定めるところにより行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所（法人の場合は、その主たる事務所の所在地）
- (2) 命令を受けた者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第21号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）